平成２２年（フ）第９７６０号
東京都大田区多摩川１丁目23―22　高泰工務店多摩川出張所
債務者　卯月　武男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７６１号
東京都江戸川区東小岩４丁目８―23―202
債務者　齊藤　宗利
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７０号
東京都江戸川区船堀４丁目３―４―202
債務者　長谷川貞夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７１号
東京都江戸川区船堀４丁目３―４―202
債務者　長谷川ノブ子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７２号
東京都新宿区百人町１丁目24―８―205
債務者　武富　政興
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７４号
千葉県習志野市藤崎３丁目19―10
債務者　長谷川美智子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７５号
埼玉県さいたま市大宮区宮町２丁目17―303
債務者　茶谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７７６号
東京都世田谷区喜多見１丁目20―８―A102
債務者　石井加代子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５１号
横浜市中区日ノ出町２―163　黄金荘、住民票上の住所横浜市中区住吉町２丁目24番地２住吉24ビル502号室
債務者　清水　　始
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０４号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目96番地
債務者　倉橋　重男
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０５号
横浜市旭区金が谷２丁目１番５号
債務者　加藤　吉夫
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５０６号
横浜市戸塚区深谷町25番地　戸塚深谷共同住宅10棟52号
債務者　迫脇　尚子（旧姓貴島）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９号
相模原市南区北里２丁目25番２号
債務者　小澤　智子（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５２号
相模原市中央区陽光台３丁目９番10号　美濃荘201号
債務者　松尾　英俊
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５９号
相模原市中央区田名4063番地
債務者　小林　貴子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９７８号
岡山市東区瀬戸町下100番地21
債務者　瀧本ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部